

## 第11号様式の10(第5条関係)

## 政務活動記録簿(年会費負担)

議員名 小林 誠

年月日	令和3年4月12日		
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 令和3年度		
相手方	奈良ヒューライツ議員団		
年会費支払目的	奈良県内の入権や福祉に関する政策の調査研究のため		
按分率の説明	すべて政務活動費		
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 人権に関する政策の推進を目指し、現地調査や奈良県職員を講師に招き勉強会を行っている。</p>		
※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動頻度 数カ月に一度、勉強会を開催。会誌も発行。県外研修も年に一度開催</p> <p>◆参加者の状況 奈良県議会議員や市町村議員等が参加</p> <p>勉強会や会報誌を通じて人権に関する最新の情報・動向を知ることができます。また、部落差別の歴史的背景や経緯を詳しくしことができる貴重な会であると考える。</p>		
経費	項目	金額	内容
	会費	30,000	領収書番号 8
合計	30,000円(すべて政務活動費)		
備考	添付資料:規約 会報誌 総会資料		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- |       |    |        |     |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名  |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事  | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 |        |     |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- |          |     |            |       |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員  | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】



# 県民会議員会議員の重責課題を質問する

**代表質問(要旨)** 1. 新年度予算について、知事は、コロナ禍の中、本県の史なる危機に、向けて積極果敢に取り組んでいた。昨年度予算には、(1)東奥公園及びひ平賀施設改修計画、(2)災害対応施設の整備の促進のための強化策は4、防災減災、国土強調化について、(1)昨年度12月、国土強調化のための5か年加速対策の実施議定を受け、本県での取組みは、(2)大規模災害への備えとして一層期待が高まる大規模伝統防災拠点の整備計画は、5、大和平安中央プロジェクトについて、現在の取り組みは、(■荒井知事)と、今後の予定は記述・万葉プロジェクトに進展があるため、(天理市)にワクチン接種推進を設置し、市町村の接種体制の整備をしっかりと支えていく。医療従事者向けワクチンが到着次第、重点医療機関から接種を始め、順次進めていく。3、観光の振興について、(1)本年度開業予定の奈良まほろば館の新拠点を活用すことにより、地域の特性を活かした新たな特徴的な施設を計画するが、計画は、(吉野郡)会場を検討すべきだ。計画は、(吉野郡)、3、南部・東部地域における新型コロナウイルスワクチン接種体制について、接種体制の整備計画と県の支援策は、(■荒井知事)によれば、吉野郡3町が連携して集団接種会場を設置し、医療従事者や会場運営スタッフの確保など、集団接種の性の高い道路ネットワークの構築や防災対策は。

**代表質問(要旨)** 1. 観光振興などをしていくべきと考えるが、取り組みは、3、仕事と子育ての両立支援について、少子化対策の1つとして、共働き夫婦が希望する時期ご子どもを産み育てられる環境整備が重要と考えるが、取り組みは、4、障害者の就労支援について、障害者が自立した生活を送るために、ICTの活用などによる就労で所得を得更に伸ばしていくべきと考えるが、県の今後の取り組みは、(■西川福祉医療部長答弁)奈良県の障害者福祉新拠点に県産品をできる限り新拠点に製造する計画があります。(吉野郡)、若者雇用率が全国トップクラスである実績を踏まえてマニュアルを作成し、県内企業に周知し、新たな雇用拡大を図る5、県立学校におけるICT環境の整備について、GIGAスクール構想に基づく、県立学校のICT環境整備の進捗状況は、また、ICT環境の十分な活用には、教員の活用能力の向上が必要だが、どうか。

# 代表質問に3人、一般質問に4人が登壇し

<p><b>一般質問(要旨)</b> 1. なら歴史藝術文化村について、開村に向けた取組の進捗状況と施設の活用策について聞いたい。(■荒井知事答弁)文化街の修復をわかりやすく解説する映像と、仮像が形容されていく過程や素材を体感できる作品の制作が数件という中で川上村が4月から同事業を開始予定だが、必要な支援を検討し実施していく。2、平群町の財政健全化に向けて何を実施するか予測されるが、何部門の排出削減の取組状況は。</p>	<p>一般質問(要旨) 1. 特定地域づくり事業に着手する大庭町を認定する際の他区の庄原とともに見解は、また、市町村とともに現時点では監視地圖の18市町村に加え、高岡町と大庭町が若狭地域にかかると思うが、今後も導入して見直すことも考えたい。全国の実施事例が数件といふが、地域の特徴も取り込みながら歴史藝術文化を楽しむ複合的な機能をめざす。2、聖徳太子造営を発令した町への取り組みは、3、脱炭素社会の構築に向けた温室効果ガス排出削減の取組について、促進には運輸部門と家庭部門で重点的に削減を図る必要があるが、両部門の排出削減の取組状況は。</p>
<p>自民党 岩山国夫議員</p> <p>(天理市)</p> <p>小村尚己議員</p> <p>(生駒郡)</p>	<p>一般質問(要旨) 1. 新たな学力評定方式など、新方式を採用していくと聞くが、本県の学力・学習状況調査の取り組みはどうか。</p> <p>日本維新の会 中川 崇議員</p> <p>(奈良市・山辺郡)</p> <p>阪口 保誠議員</p> <p>(生駒市)</p> <p>創生奈良 創生奈良史議員</p> <p>(吉野郡)</p>
<p>一般質問(要旨) 1. 県立高等学校耐震化工事について、県内の各校にて、地震緊急避難訓練や富山地検の医療機器緊急対応訓練を実施するが、所見を伺いたい。5、県立高校について、今後も少子化が進み、県立高校の生徒数の減少が見込まれる中、これからの中学生からは。</p>	<p>一般質問(要旨) 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援について、県内の中小企業や小規模事業者などに対する支援策は。</p> <p>4. 新たな学力評定方式などを活用した同一児童・生徒の継続評価や、パソコンを導入していくことによる評定結果がどの程度か。</p> <p>本県の学力・学習状況調査の取り組みなど。</p>
<p>自民党 稲田忠則議員</p> <p>(大和高田市)</p> <p>一般質問(要旨) 1. 県立高等学校耐震化工事の不適正な箇所に対する取扱いは、(4)南和地域の医療機器緊急対応訓練を実施するが、所見を伺いたい。</p> <p>5. 県立高校について、今後も少子化が進み、県立高校の生徒数の減少が見込まれる中、これからの中学生からは。</p>	<p>一般質問(要旨) 1. 県立高等学校耐震化工事の不適正な箇所に対する取扱いは、(4)南和地域の医療機器緊急対応訓練を実施するが、所見を伺いたい。</p> <p>5. 県立高校について、今後も少子化が進み、県立高校の生徒数の減少が見込まれる中、これからの中学生からは。</p>
<p>自民党 小林誠議員</p> <p>(生駒郡)</p>	<p>一般質問(要旨) 1. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援について、(西川福祉医療部長答弁)大和郡市につき、今年2月から奈良市など8市町の施設で順次検査を実施している。申込みがない施設には、2、新型コロナウイルス感染拡大防止のための一時・定期的な検査について、感染地大時に対応するが、</p> <p>日本維新の会 中川 崇議員</p> <p>(奈良市・山辺郡)</p>

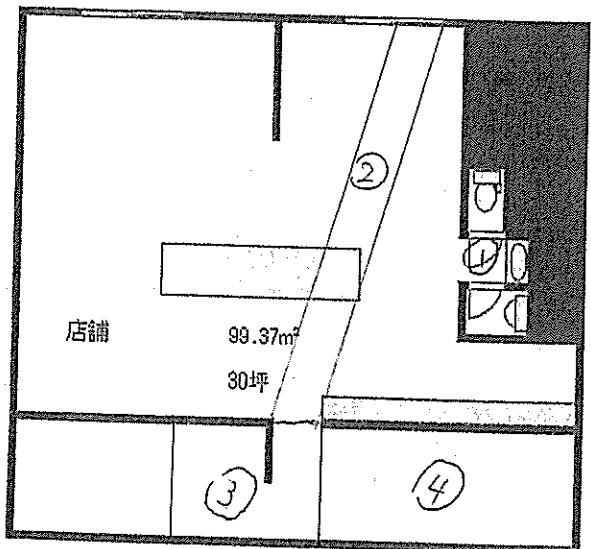
## 令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所：平群町椿井 600-1 電話：070-1766-1555 延べ床面積 99.37 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 森中昭子) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 99.37 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 71.59 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 71.59 / 99.37 → 按分率 7 / 10
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：使用実態による按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方： )
⑧光热水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 70% (按分率の考え方：事務所賃料と同率按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

小林誠事務所 政務活動費充当根拠



① トイレ 女子トイレ	$140\text{cm} \times 78\text{cm} = 10,920$
男子トイレ	$170\text{cm} \times 138\text{cm} = 23,460$
② 通路	$670\text{cm} \times 100\text{cm} = 67,000$
③ 台所	$300\text{cm} \times 260\text{cm} = 78,000$
④ 応接スペース	$460\text{cm} \times 214\text{cm} = 98,440$
合計共有スペース	$= 277,820$

事務所全体面積  $99.37\text{m}^2$  = 共有スペース  $277.82\text{m}^2$  + 政務活動使用面積  $71.59\text{m}^2$   
(三晃住宅資料参考)

政務活動使用面積  $71.59\text{m}^2$  / 事務所全体面積  $99.37\text{m}^2 = 72.02\%$

(按分率  $7/10$ )

近鉄生駒線

## 龍田川駅 徒歩8分

(99.37m <sup>2</sup> )		店舗	
敷金	30.0万円	礼金	10.0万円



設 備									
BT別	浴室	シャワー	洗濯置	洗面台	コロロ	エアコン	追焚	浴乾	
—	—	—	—	○	—	○	—	—	
イグチ社	下駄箱	EV	BS	CS	ウォームル	ウォームル	オートヒ	システムK	
—	—	—	—	—	—	○	—	—	
カドキ社	イグチN	ペット	P2台目	宅配B	床	床下収	専用庭	自転車置	
—	—	—	無料	—	—	—	—	—	

方位	北西	損 保	要損保
----	----	-----	-----

構造・規模	木造	1/2階	総戸数1戸
所在地	奈良県生駒郡平群町大字椿井	状況	入居中
その他沿線	近鉄生駒線 勢野北口駅徒歩14分 近鉄田原本線 新王寺駅徒歩25分	契約方式	一般契約

その他費用	
-------	--

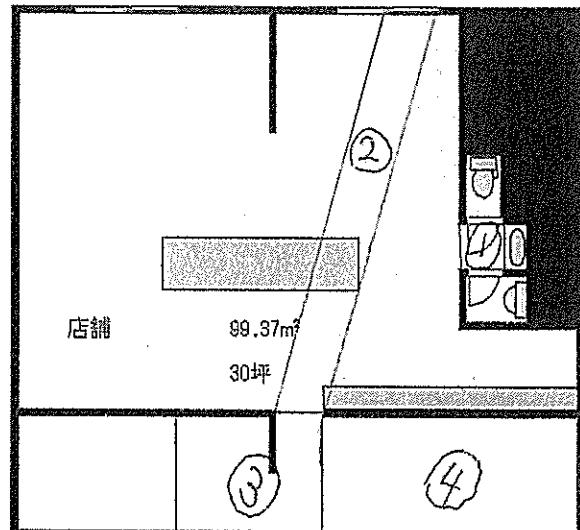
備考	大きな道路沿いに立地しており、駐車場も敷地内6台利用可能です(*^*)道も広く交通量の多い道路沿いなので集客が見込めますね♪飲食業跡なので必要であれば備品も利用可能ですが(*.)業種に関してはお問合せ下さいませ☆
----	--



椿井店舗 1号室
平成11年07月築
<b>108,000円</b>
無し

駐車場 3台無料 / 追加要相談

<駐車代込総額> **108,000円**



※間取り・写真・設備が現況と異なる場合があります。  
その場合は、現況を優先とします。

# 賃貸借契約証書

椿井店舗 1号室

貸主 森中 昭子 様

借主 小林 誠 様

# 賃貸借契約書

貸主森中 昭子(以下甲という) 借主小林 誠(以下乙という)との間に賃室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

## 第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名 称 植井店舗

所 在 地 奈良県生駒郡平群町植井 600-1

構 造 木造

賃貸借部分 1

## 第2条 (使用目的)

乙は賃室を乙の(事務所)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

## 第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間は令和元年8月19日から令和3年8月18日までの満2年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の参ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に2年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

## 第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は参ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。  
この場合、予告期間満了日をもってこの契約は解除されたものとする。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、参ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

## 第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の賃室に対し、次のとおり定める。  
月額金 90,000円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関に振込み支払うものとする。  
但し、賃料が壹ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不相当となつたときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに応じるものとする。

## 第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。

月額 無しの為下記イ～ヘまでの負担は無しとする。

(イ) 共用部分の光熱費

第1

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (二) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙の賃室内で使用した電気、ガス、水道等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前項の賃料にかかる規定は費用についても準用されるものとする。

#### 第7条 (保証金)

- (1) 乙は保証金として、下記の金額を甲に預けるものとする。  
保証金 金0円也

尚、保証金には利息を附さない。

- (2) 乙の申し出により本契約を解約するとき、第16条により本契約が解約されたとき並びに本契約が終了したとき、いずれの場合も甲は保証金から金0円を差し引き残額を乙に返還するものとする。
- (3) 乙に賃料延滞、損害賠償その他本契約に基づく債務の不履行があるときは、甲は任意にこれを保証金より差し引いて返還するものとし、乙は本契約期間中は保証金をもって賃料その他の債務と相殺することはできない。
- (4) 乙は保証金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。
- (5) 本契約が終了し、乙が賃室を完全に明渡し且つ甲に対する一切の債務の完済した後に、甲は保証金を第2項により差し引いた後乙に返還する。
- (6) 甲の責に帰するべき事由による場合又は乙が第4条第1項による甲の一方的事由により本契約が終了した場合は、第2項の規定にかかわらず保証金全額を乙に返還する。

#### 第8条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 貸借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 賃室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 賃室内に夜間宿直その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の貸借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他賃室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 賃室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

#### 第9条 (修理費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の諸造作の大修理は甲がこれを行うが、賃室の壁、天井、床等に対する小修理(塗装替を含む)は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であっても事前に甲と協議の上実施するものとする。

#### 第10条 (原状変更)

- (1) 乙が賃室の改裝、間仕切り、その他諸造作、設備の新設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 賃室又は建物内に重量物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、掲示板、廣告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得

なければならぬ。

万一甲に無断で上記に違反し、取り付けた場合、甲は乙の承諾なしに破棄しても乙は異議ないものとする。(諸費用は乙の負担とする)。

(3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその都度甲の承諾を得なければならない。

#### 第11条(損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

#### 第12条(免責)

甲は下記の損害について責任を負わない。

- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属設備又は貸室の使用停止又は使用制約に起因するもの。
- (ホ) 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するものの。

#### 第13条(立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防災、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

#### 第14条(延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

#### 第15条(契約の消滅)

天災地変その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となった場合、本契約は当然終了するものとする。

#### 第16条(契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
- (ロ) 貸室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第8条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもしくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があったとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があったとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

## 第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもって収居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもって修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。  
なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。  
但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときはその限りではない。  
この場合において乙が遅滞なく原状回復の処理をとらなかったときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるものとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償しなければならない。

## 第18条 (造作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないことはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

## 第19条 (届出事項)

乙に下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

## 第20条 (扉鍵の貸与)

- (1) 甲は賃貸借室の扉1ヶ所につき、扉鍵 個を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の扉につき2個以上の扉鍵を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は扉鍵を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に鍵交換代を負担して、甲に扉鍵の再交付を請求するものとする。
- (4) 乙は複製した扉鍵又は紛失した扉鍵に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

## 第21条 (動物飼育の禁止)

乙は賃貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

## 第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

## 第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

## 第24条 (反社会的勢力ではないことの確約)

- 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
  - (2) 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

## 第25条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起り、迷惑を及ぼしたときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は袖看板及び建物内外部にかける社名表示版の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導要項を受け、法令条例等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (7) 契約物件に対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (10) 本件建物周辺等に、迷惑駐車厳禁とする。業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 乙は契約時、甲に礼金100,000円を支払うものとする。
- (12) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (13) 本店舗内の設備については原状渡しとする為、入居中の故障修理・撤去については借主にて対処のこと。(エアコン、照明、ウォシュレット、冷蔵庫等)
- (14) 電気、ガス、水道の毎月の支払いに関しては甲と相談の上、家賃と共に支払うものとする。
- (15) 退去時日割計算は行わないものとする。
- (16) 済化槽の汲取費用に関しては甲と折半にて支払うものとする。
- (17) 家賃には敷地内駐車場6台分の料金を含むものとする。
- (18) 消費税及び地方消費税は、消費税法 第29条及び地方税法の改正により税率が変更になる場合があります。以上

振込口座

奈良信用金庫

口座番号

名義 森中 昭子(モリナカ ショウコ)

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について前記のとおり賃貸借契約を締結したことを証するため、本契約書式通を作成し、記名押印の上、各自その原本を保有する。

令和

平成11年8月17日

賃貸人(甲) 住所 奈良県生駒郡平群町横井600-1

氏名 森中 駿子

印

TEL [REDACTED]

賃借人(乙) 住所 奈良県生駒郡斑鳩町興畠4-3-23

氏名 小林 繁

TEL 0745-74-3607 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

実印

仲介人 免許証番号 [REDACTED]  
本店 [REDACTED]

取扱店 [REDACTED]

政令で定める使用人  
宅地建物取引主任者 [REDACTED]

担当営業員 [REDACTED]

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名：[REDACTED] 住所：[REDACTED]	電話番号：[REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等	
③ 雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日	
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等	
⑤ 給料（賃金）	7000円	(□月給) <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）+その他業務（3時間） 3時間/6時間 → <input type="checkbox"/> 按分率 1/2	
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（　　日）／政務活動（　　日）+その他業務（　　日） → <input type="checkbox"/> 按分率 /	
	<input type="checkbox"/> 職務内容による場合 (　　) → <input type="checkbox"/> 按分率 /	
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類	
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。	
⑨ 備考		

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[Redacted]		生年月日
氏名	[Redacted]		[Redacted]
現住所	[Redacted]		
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年4月1日～2022年3月31日		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政党活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前 9:00～午後 16:00 休憩 1 時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 升給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2021年4月1日 [Redacted]			
雇用者 小林 誠			
被雇用者 [Redacted]			

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

## 【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	■■■■■	住所	■■■■■	生年月日	■■■■■	性別	■■■■■	支給年月日	■■■■■	2021年 4月1日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月分	賞与1	合計
労 働 日 數	5	4	3	6	8	4	7	8	6	7	6	7	7	71
労 働 時 間 数	35	28	21	42	56	28	48	37	14	49	42	49	449	
時 間 外 労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 日 労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深 夜 労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基 本 給	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	28,000	48,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	453,500	
扶 け 金														0
通勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課 税 合 計	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	28,000	48,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	453,500	
非課 税 合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
扶 け 金 合 計	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	28,000	48,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	453,500	
健 康 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介 護 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚 生 年 金 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇 用 保 険 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課 税 対 象 額	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	28,000	48,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	453,500	
所 得 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 町 村 民 税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	36,000	28,000	21,000	41,500	56,000	28,000	48,000	36,500	19,500	49,000	42,000	48,000	453,500	
領收印														

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 日本維新の会 小林 誠

① 雇用者	氏名 : [REDACTED] 住所 : [REDACTED] 電話番号 : [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	2021年4月1日～2021年6月30日
④ 職務内容	政務活動関連事務処補助等
⑤ 給料（賃金）	7000円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input checked="" type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<p><input checked="" type="checkbox"/>勤務実績時間による場合            政務活動時間（3時間）／政務活動（3時間）+その他業務（3時間）            3時間/6時間 → <input type="text"/>按分率 <input type="text"/> / 2</p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合            政務活動日数（　　日）／政務活動（　　日）+その他業務（　　日）            → <input type="text"/>按分率 <input type="text"/> /</p> <p><input type="checkbox"/>職務内容による場合（　　）→ <input type="text"/>按分率 <input type="text"/> /</p>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 雇用契約書 <input type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな			生年月日
氏名			
現住所			
電話 :			
下記の条件で契約します。			
雇用期間	2021年4月1日～2021年6月30日		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員
就業場所	奈良県生駒郡平群町椿井 600-1 こばやし誠事務所		
仕事内容	政務活動に係る補助及び政党活動に係る事務。		
就業時間 (休憩時間)	午前 9:00～午後 16:00 休憩 1時間		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 7,000円 時間給 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月 31日) 賃金支払日 (毎月 5日) 賃金の支払方法 ( <input type="checkbox"/> 現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 ( <input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 升給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input checked="" type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
2021年4月1日			
雇用者		小林 誠	
被雇用者			

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

## 【議員名 小林 誠】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2021年												
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1 賞与2 合計
労 働 日 数	3	3	6														12
労 働 時 間 数	21	21	42														84
時 間 外 労 働	0	0	0														0
休 日 労 働	0	0	0														0
深 夜 労 働	0	0	0														0
基 本 給	21,000	21,000	42,000														84,000
時 間 外 手 当	0	0	0														0
通勤手当(課税)	0	0	0														0
通勤手当(非課税)	0	0	0														0
課 税 合 計	21,000	21,000	42,000														84,000
非課 税 合 計	0	0	0														0
非課 支給額	21,000	21,000	42,000														84,000
健 康 保 険 料	0	0	0														0
介 護 保 険 料	0	0	0														0
厚 生 年 金 保 険 料	0	0	0														0
雇 用 保 険 料	0	0	0														0
社 会 保 険 料 合 計	0	0	0														0
課 税 对 勘 純 所 得 税	21,000	21,000	42,000														84,000
市 町 村 民 税	0	0	0														0
控 除 額 合 計	0	0	0														0
差 引 金	21,000	21,000	42,000														84,000
領 取 印																	

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業  
(一括有期事業を含む。)

標準化用語  
01 02 03 04 05 06 07 08 09

08-E0011867

08-E009383

AA1A29R-011867#

年 月 日

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387  
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 8ttrhf5v

労働保険特別会計歳入徴収官殿

性別	小姓	被保険者登録番号	受入局改定コード
32701			小
都道府県住所登録番号	登録番号	役務登録番号	
29101023199	-000		
登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
1990-01-01	-01-01	-01-01	-01-01
登録使用登録番号	登録改訂登録番号	登録改訂登録番号	登録改訂登録番号

※ 各種区分			
管轄(2)	保険関係等	業種	直課分類
05	311	9416	

確定保険料算定期間内訳	算定期間 分和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	
	保険料額・一般拠出金額決定基準額	確定保険料・一般拠出金額(タテ)
労働保険料	3.00	2337
労災保険分	3.00	2337
雇用保険分	0.02	15
一般拠出金	779	779

概算増加概算保険料算定期間内訳	算定期間 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	
	保険料額・一般拠出金額の見込額	保険料率
労働保険料	3.00	2337
労災保険分	3.00	2337
雇用保険分	0.02	15

申告済概算保険料額の(口)欄の金額の前に「×」記号を付さないで下さい。

⑩ 申告済概算保険料額	2,541 円	⑪ 増加概算保険料額(⑨の(イ)-⑩)
204 円	0.000000000000000	0.000000000000000

期別納付額	(子) 被保険料額 (中の(イ)+(シ)+(タ)) 以内の内訳は 2337 円	(ロ) 劳働保険料拠出額 (中の(イ)(労働保険料分のみ)) 204 円	(ハ) 不足額(中の(ハ)) 2133 0 円	(二) 今期分掛替額 (イ)(ロ)又は(イ)+(ハ) 2133 円	(ホ) 一般拠出金充当額 (中の(イ)(一般拠出金分のみ)) 15 円	(ヘ) 一般拠出金額 (中の(ヘ)(中の(ホ))) 15 円	(ト) 今期付額(二)+(ヘ) 2148 円
第2期	(子) 被保険料額 (中の(イ)+ 内)	(ロ) 労働保険料拠出額 (中の(イ)(労働保険料分のみ)) 204 円	(ハ) 第2期掛替額 (イ)-(リ) 円	(二) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ホ) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ヘ) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ト) 第3期付額 (二)+(ヘ) 円
第3期	(子) 被保険料額 (中の(イ)+ 内)	(ロ) 労働保険料拠出額 (中の(イ)(労働保険料分のみ)) 204 円	(ハ) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(二) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ホ) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ヘ) 第3期付額 (イ)-(リ) 円	(ト) 第3期付額 (二)+(ヘ) 円

⑬ 加入している 労働保険	⑭ 労災保険 (口)雇用保険	⑮ 特掲事業	⑯ (イ)該当する (ロ)該当しない	⑰ 事業主	郵便番号 636-0911 (090) 6555 - 1555	電話番号
(イ)所在地				(イ)住 所 (法人名と本店 の所在地)	奈良県生駒郡平群町椿井600-1	労働保険開業成立年月日
(ロ)名 称				(ロ)名 称	こばやし 誠事務所	⑯ 事業廃止等理由 (1)廃止 (2)合併 (3)倒産 (4)労働争議なし (5)その他
				(ハ)氏 名 (法人のときは 代表者の氏名)	小林 誠成	

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日 提出代行者 事務代理人の表示	氏 名	電話番号

## 領收済通知書

労働保険

国庫金

(記入例) ￥0123456789

申取扱店名

申取扱店番号

00075491 徴収助成 併険料収入税金

清納保險 0847 年度会計 6118 種別 03 年度

30841

奈良労働局

都道府県内管轄	基準年月	核算年月	申込日	支拂金額
29101023199-0000	-0000	17	全額部	

本申告書は、この切手を貼り、申込書面に捺印して提出する場合は、本申告書は「主記」扱いになります。  
9-□3 9-□3 9-□3-□7-12

納付の目的	1. 取引 <input type="checkbox"/> 3. 退職 <input type="checkbox"/> 1. 終業
2. 合算 <input type="checkbox"/> 2. 終業	

(住所) 〒636-0911 生駒郡  
平群町椿井  
600-1

(氏名) 小林誠事務所  
小林 誠  
08-E009383 AA1A29R011867#  
29101023199-000 0011867

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は成入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

ここから切りはなし下さい。

## 注意事項

年度更新の手続き期間は6月1日、7月10日（7月10日が土曜日又は日曜日の場合は直後の月曜日）までです。

労働保険料等の窓口納付を行う場合は、この申告書に納付する保険料を添えて日本銀行の本店・支店・代理店・成入代理店（全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局）、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターの窓口にご提出下さい。

ATM振替納付を行う場合は、この申告書は金融機関で受けできませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターにて提出下さい。

申告書の提出方法は、窓口に直接ご提出いただく他、郵送、電子申請もご利用になれます。

年度更新手続き期間内に申告書のご提出がないと、全期・第1期分の口座振替納付の処理を行なうことができませんので、ご留意ください。詳しくは、「労働保険年度更新申告書の書き方」をご覧下さい。

## ○取扱上の注意

1. この申告書(切りとり線から下方に納付書が接続しています。)はノーカーボンの3枚1組となっていますから記入するに当たってはまず、この注意事項の部分を横のように下の切りとり線から切りはなし、同封の「労働保険年度更新申告書の書き方」をよく読んでから記入して下さい。
2. 申告書及び納付書の記入が終わりましたら、申告書(事業主控)を図2のように切りはなし保存して下さい。この場合、切りの申告書(提出用)と納付書は切りはさないで下さい。
3. この申告書は、なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク(→)の所で折り曲げて下さい。

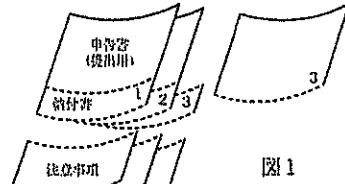


図1

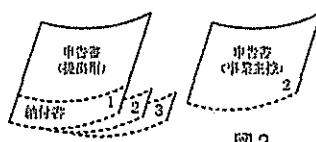


図2

それぞれ矢印で示す箇所に金額を転記して下さい。

④ 申告書総額合算金額	2541	⑤ 申告済概算保険料額	
⑥ 在支拂	204	⑦ 増加概算保険料額 (④の(イ)-(⑤))	
⑧ 成入代理店	204	⑨ 0000000000000000	

㉙ 期 別 納 付 額	第1期 納付額 (イ)貯蓄保険料 (イ)の(イ) + 第1期 貯蓄の(イ) + 第1期 定期預金の(イ)	(ロ)労働保険料充當額 (ロ)の(イ) 労働保険料分のみ	(ハ)不足額(差の(ロ))	(ニ)今期前倒保険料 (ニ) - (ロ)又は(イ) + (ハ)	(ホ)一般賃金支拂金額 (ホ)の(イ) - 一般賃金支拂金額のみ	(ヘ)一般賃金合算額 (ヘ)の(ヘ) - 第1期前倒金額	(ト)今期前倒額(1(ニ)+(ヘ))
	2337 円	204 円		2133 円		15 円	2148 円
	(チ)貯蓄保険料 (チ)の(イ) + 第1期 貯蓄の(イ) + 第1期 定期預金の(イ)	(リ)労働保険料充當額 (リ)の(イ) 労働保険料分のみ	(ヌ)不足額(差の(ロ))	(チ) - (リ)			
第2期							
第3期	(ル)貯蓄保険料 (ル)の(イ) + 第1期 貯蓄の(イ) + 第1期 定期預金の(イ)	(ダ)労働保険料充當額 (ダ)の(イ) - 労働保険料分のみ	(ワ)不足額(差の(ロ))	(ル) - (ダ)			

[領收済通知書の金額記入欄]

申告済概算保険料額	2133
増加概算保険料額	15

※金額の前に必ず「¥」記号を付けて下さい。